

2022 第808号



中央会共済制度をご活用ください!

中央会では、中小企業の経営者や従業員の福祉向上のための各種共済制度を実施しております。

経営者・役員・従業員とそのご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

従業員のための 退職金準備に

特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、 安定した退職金準備が できる共済制度です。



業務上の災害の備えに

業務災害補償保険

事業活動にかかわる 従業員さまの労災事故などのリスクを カバーする保険です。 経営者・従業員のための 万一の保障

団体扱生命保険

★オーナーズプラン 経営者の 各種リスクマネジメントのために ★パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの 保障準備をサポート

団体扱[※](月払)の場合、 一般扱(口座振替扱月払等)で ご契約いただくよりも、 保険料が割安になります!

> 病気やケガで働けなく なったときのために

所得補償保険

病気やケガによる 入院・自宅療養により 働けなくなった場合に、 サポートする保険です。



組合と共に明日を拓く中央会

鹿児島県中小企業団体中央会

(総務企画課)

TEL: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

※団体扱とは、鹿児島県中小企業団体中央会が団体 扱としてお申込みいただいた各保険契約の保険料 を取りまとめ、一括して各保険会社へ払い込む取り 扱いのことです。一部対象とならない商品・契約が ありますので、詳細はお問い合わせください。

CONTENTS

特集 「最低賃金引上げ」における中小企業・小規模事業者への支援事業について 2		
中央会の動き		
● 場づくり仕事術について学ぶ		
~県中小企業団体事務局協議会 第1回組合事務局講習会を開催~		
● 技能実習生入国受入時の留意点について学ぶ		
~第2回外国人技能実習制度適正化講習会、懇談会を開催~		
● かごんまわっぜかフェスタ'22を開催		
~鹿児島県中小企業団体中央会青年部会~		
新設組合紹介		
とくのしま伊仙まちづくり協同組合(伊仙町)が設立		
~県内3例目の特定地域づくり事業協同組合~		
教えてぐりぶー!組合運営・・・・・・・・・・10		
第87回「役員の選出方法」について		
業界情報 令和4年8月 情報連絡員報告		
倒產概況 令和4年9月 鹿児島県内企業倒産概況		
中央会関連主要行事予定······16		

鹿児島県飲食店第三者認証店の3つのレストランで美味しい時間を



気軽に楽しむバイキング料理

カフェレストラントリアン





















コース料理と眺望を楽しむ



🚇 ホテル⇔ 鹿児島中央駅・天文館 無料シャトルバス運行!

鹿児島 サンロイヤルホテル

鹿児島市与次郎 1-8-10 TEL.099-253-2020 https://www.sunroyal.co.jp



KAGOSHIMA BANK

"かぎん"でんさいサービスは手形に代わる新たな決済手段をご提供します。

「でんさい(電子記録債権)」は手形・指名債権(売掛債権など)の問題点を克服した新たな金銭債権です。 全国銀行協会が設立した「でんさいネット(全銀電子債権ネットワーク)」に債権・債務データを記録することで、でんさいの発生、譲渡、分割が行えます。

◎でんさいサービスをご利用いただく場合は、「かぎんFB-Webサービス」のご契約が必要となります。

◎取引種類(手形代替取引、融資取引)及び各種手数料など詳細については下記へお問い合わせください。

でんさいの メリット

支払企業(債務者)の皆さま

- ●手形用紙の作成や印章の押印など、事務負担が軽減されます。
- ●手形の搬送コストが削減できます。
- ●手形と異なり印紙税は課税されません。(印紙の貼付が不要)
- ●複数の支払手段(手形・振込など)の一本化で効率化が図れます。

納入企業(債権者)の皆さま

- ●ペーパーレス化により、手形の紛失・盗難対応などの管理コストが削減できます。
- ●必要な分だけ分割して、譲渡や割引ができます。
- ●面倒な取立手続きは不要で、支払期日当日に自動的に資金が入金されます。





FEATURE

小低 規模事業者への支援事業に お る

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和4年度においては、全国加重平均で31円の引上げ(鹿児島県は32円)となり、昭和53年に目安制度が始まって以降、過去最大の引き上げ額となっています。

そこで、企業における賃金引上げに向けた取り組みにご活用いただける 支援事業の一部に関して、内容や関連する相談窓口をご紹介させていただ きます。

【最低賃金制度とは?】

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、<u>使用者は、その最低賃金額以上の賃金</u>を支払わなければならないとする制度のこと。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、<u>それは法律</u>によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされる。

したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはならない。また、地域別最低賃金以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以上の罰金)が定められている。

【最低賃金の種類】

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の<u>2種類がある</u>。

地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められている。

なお、地域別最低賃金は、[1] 労働者の生計費、[2] 労働者の賃金、[3] 通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされている。

特定最低賃金

特定最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。全国で228件(令和3年3月末現在)の最低賃金が定められている。

鹿児島県の最低賃金の改定について 必ずチェック 最低賃金! 使用者も労働者も

★地域別最低賃金(鹿児島県)

時間額	効力発生日	適用範囲
853円	令和4年 10月6日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最 低賃金が適用されます。

★特定最低賃金(産業別最低賃金)※2

産業名	時間額	効 力 発 生 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器 製造業を除く、ただし心電計製造業(は含む)	842円 ^{*1}	令和3年12月17日
自動車(新車)小売業	872円	令和3年12月16日

※令和4年10月6日から鹿児島県最低賃金853円以上の支払いが必要

業務改善助成金



事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成。

【対象】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内及び事業場規模 100 人以下の事業場

【支援内容】

引上げ額と引き上げる労働者の数に応じ、設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給。

●助成率

3/4 (4/5) ※生産性要件を満たした事業者の場合、4/5 (9/10) ※ () 内は事業場内最低賃金 900 円未満の事業場

●助成上限額

引上げ	引上げ額			
労働者数	30 円コース	45 円コース	60 円コース	90 円コース
1人	30 万円	45 万円	60 万円	90 万円
2~3人	50 万円	70 万円	90 万円	150万円
4~6人	70 万円	100 万円	150万円	270 万円
7人以上	100万円	150 万円	230 万円	450 万円
10人以上(※)	20 万円	20 万円	20 万円	20 万円

^{※ 10} 人以上の上限額区分はコロナ禍で特に影響を受けている事業主(前年又は前々年比較で売上等▲ 30%減)又は事業場内最低賃金 900 円未満の事業場のみ対象。

業務改善助成金(特例コース)



新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者が賃金を 30 円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、助成対象となる経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成。

【対象】 ※以下の要件をいずれも満たす必要がある。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者であること。
 - ・令和3年7月16日から同年12月末までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること。 ※引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限る。 ※賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われる。

【支援内容】

賃金を30円以上引き上げた労働者の数に応じ、設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給。

●助成率

3/4

●助成上限額

引上げ人数	1人	2~3人	4~6人	7人以上
上限額	30 万円	50 万円	70 万円	100 万円

特例コースでは、業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等の他、取組に関連する費用として、業務改善計画に計上された経費(=関連する経費)についても助成対象となる。

A 生産性向上等に資す	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など
る設備投資	※ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」の額は「生産性向上等に資する設備投資等」の額を上回らない範囲に限られる。

働き方改革推進助成金(団体推進コース)



令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されている。このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主(以下、「構成事業主」という。)の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取り組みを実施した場合に、重点的に助成金を支給。

【対象】 ※以下の要件のいずれかに該当する事業主団体等

- (1) 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体
 - ① 法律で規定する団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人および一般財団法人)
 - ② 上記以外の事業主団体 (一定の要件有)
- (2) 10 者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主
 - ・共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を締結している等の要件を満たすこと。

【助成対象となる取り組み】※以下のいずれか1つ以上を実施すること

- (1) 市場調査の事業
- (2) 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- (3) 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験(労働費用を除く)の事業
- (4) 下請取引適正化への理解促進など、労働時 間などの設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- (5) 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展の事業
- (6) 好事例の収集、普及啓発の事業
- (7) セミナーの開催などの事業
- (8) 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
- (9) 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- (10) 人材確保に向けた取り組みの事業

【成果目標】 ※以下の成果目標の達成を目指して取り組みを実施すること

助成対象となる取り組み内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引き上げに向けた改善事業の取り組みを行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取り組みまたは取り組み結果を活用すること。

【**支援内容】**※以下の成果目標の達成を目指して取り組みを実施すること

成果目標を達成した場合に、助成対象となる取り組みの実施に要した経費を助成。

以下のいずれか低い方の額

(1) 対象経費の合計額

(2) 総事業費から収入額を控除した額(※1)

- 助成額 (3) 上限額 500 万円 (※ 2)
 - (※1)試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当
 - (※2) 都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する事業主団体等(構成事業主が10以上)に該当する場合は、上限額1,000万円



【業務改善助成金、業務改善助成金(特例コース)、働き方改革推進助成金(団体推進コース)のお問い合わせ先】

最寄りの労働局または働き方改革推進支援センター、業務改善助成金コールセンター(0120-366-440)へ お問い合わせください。

申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局になります。

・都道府県労働局雇用環境 均等部 (室)

中小企業向け賃上げ促進税制



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の 一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度。

【適用対象】

青色申告書を提出する中小企業者等

【適用機関】

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度 (個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

【適用要件】

[必須要件]

雇用者全体の給与等支給額が 前年度比で 2.5% 以上増加 ⇒ 30%税額控除

or

+

[追加要件]

教育訓練費が 前年度比で 10% 以上増加 ⇒**+ 10%税額控除**

雇用者全体の給与等支給額が 前年度比で 1.5% 以上増加 ⇒ **15% 税額控除**

※ 給与等支給額

全ての国内雇用者に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与)の支給額。 ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除する。

※ 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいう。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいう。

【お問い合わせ先】

中小企業税制サポートセンター TEL: 03-6281-9821

「働き方改革推進支援センター」とは?

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。

鹿児島:鹿児島市下荒田 3-44-18 のせビル 2階

TEL 0120-221-255(平日 9:00 ~ 17:00 ※年末年始除く)



詳しくは

本部助成金HP



生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や 年の1975年の東京では、1975年の197 転換した事業主に対して助成し、高年齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。

本助成金は3つの

コースがあります。 65歲超継続雇用促進口-

令和4年4月1日以降に、A.65歳以上への定年引上げ、B.定年の定めの廃止、C.希望者全員を対象とす る66歳以上の継続雇用制度の導入、D.他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主 に対して助成を行うコースです。

支給額) 定年引き上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅等に応じて、下表の金額を支給します。

【A.65歳以上への定年の引上げ、B.定年の定めの廃止】

対象 措置内容	65歳	66~	69歳	70歳以上	定年の定めの
被保険者数	03歳	〈5歳未満の引上げ〉	〈5歳以上の引上げ〉	/ 0 戚以上	廃止
1~3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4~6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7~9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

注 A~Dのいずれの措置を実施する場合も、実施前の定年または継続雇用年齢(Dの場合、他の事業主における継続雇用年齢も同様)が70歳未満である 場合に支給します。

【C.希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

措置内容 対象 被保険者数	66~69歳	70歳以上
1~3人	15万円	30万円
4~6人	25万円	50万円
7~9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

【D.他社による継続雇用制度の導入】

措置内容	66~69歳	70歳以上
支給上限額	10万円	15万円

上記表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の 1/2の額を助成します。

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度(賃金制度、 健康管理制度等)の整備に係る措置を実施した事業主に対し て、措置に要した費用の一部を助成するコースです。

①雇用管理制度の導入等に必要な専門家等に対する 委託費、コンサルタントとの相談に要した経費、②雇 用管理制度の実施に伴い必要となる機器等の導入に要した経費で す。支給対象経費(上限50万円)に60%(中小企業事業主以外は 45%)を乗じた額を支給します。

区分	支給額
中小企業事業主	支給対象経費の60%<75%>
中小企業以外の事業主	支給対象経費の45%<60%>

初回の支給対象経費については、当該措置の実施に50万円の費用 を要したものとみなします(2回目以降は50万円を上限とする実費) < >内は生産性要件を満たしている場合の率となります。

高年齡者無期雇用転換

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期 雇用労働者に転換させた事業主に対して助成を行う コースです。

支給額

対象労働者一人につき、下表 の金額を支給します。

中小企業	中小企業以外
48万円 〈60万円〉	38万円 (48万円)

- 支給申請年度1適用事業所あたり10人までとします。 **※1**
- < >内は生産性要件を満たした事業主に適用される金額です。 **%2**

生産性要件(※2)とは、『助成金の支給申請を行う直近の会計年

営業利益+人件費+減価償却費 +動産·不動産貸借料+租税公課 生産性= 雇用保険被保険者数

問い合わせ先



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島支部高齢・障害者業務課 鹿児島市東郡元町14-3

TEL:099-813-0132 JEED 鹿児島





※状況により開催中止もしくは延期となる可能性がございます。詳しくは公式HPにてご確認をお願い致します。



場づくり仕事術について学ぶ

~県中小企業団体事務局協議会 第1回組合事務局講習会を開催~

9月30日(金)、鹿児島市の「鹿児島サンロイヤルホテル」で、中小企業団体事務局協議会(賀籠六和文代表幹事)が第1回組合事務局講習会を開催しました。

講習会では、講師に Manable Gate 代表 矢野圭夏 氏をお招きし、「場づくり仕事術 〜会議でみんなが話したくなるコツ〜」をテーマに、会議で活発な議論が生まれるための「場づくり」のポイントや心掛けについて講話が行われました。

その中で、講師は、「会議を活発に進めるには、 ①意図、②ゴール設定、③ルール、④時間管理、 ⑤遊びの要素、⑥コミュニケーションの「場づく



講習会の様子

りの6要素」がポイントであり、特に①~④を明確にして進行することが重要である。加えて「存在の承認」や「傾聴の姿勢」をしっかりと示すなど、会議の雰囲気を良くする心掛けも大切である。」と説明されました。

参加者は、理事会やその他検討会の活性化に繋げる方法を学ぶとともに、組合事務局運営の活性化のヒントを得た様子でした。

技能実習生入国受入時の留意点について学ぶ

~第2回外国人技能実習制度適正化講習会・懇談会を開催~

9月28日(水)、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」で、第2回外国人技能実習制度適正化講習会及び懇談会(意見交換)を開催しました。

講習会では、講師に福岡出入国在留管理局 近松 実 上席審査官をお招きし、「技能実習生入国受入 時の留意点について」をテーマに、技能実習生の 受入が再開された中での申請手続きや水際対策に ついて講話が行われました。

このほか、本年3月から6月に入国した技能実習生の第2号技能実習認定申請が、秋以降に集中することが予想されるため、早期申請の協力について説明が行われました。



懇談会の様子

参加者は、技能実習生の受入時における注意事項について改めて学ぶとともに、監理団体の適正な運営について見直す良い機会となった様子でした。

また、講習会に引き続いて行われた懇談会(意見交換)では、コロナ禍で受入計画通りに進まない現状など、各 監理団体の抱える課題を共有しました。

かごんまわっぜかフェスタ '22を開催

~鹿児島県中小企業団体中央会青年部会~

10月2日(日)、鹿児島市天文館の天神おつきやぴらも~るにおいて、本会青年部会及び本会主催による「かごんまわっぜかフェスタ'22」を開催しました。

この取り組みは、青年部会の会員が取り扱っている商品・技術・サービス等を持ちより、会員間はもとより、広く一般に向けてPRすることを目的としており、3年ぶりに開催され今回で18回目となります。

アーケード内に設置されたブースでは、訪れた人々が作成体験や展示、試乗などを通じて、様々な業界の取り組みに触れました。 堂園春樹 会長(県漬物商工業(協)青年部会会長)は、「フェスタを通して、様々な業界に親しみを持ってほしい」と挨拶しました。当日は子供連れをはじめ多くの来客がありました。





挨拶を述べる堂園春樹 部会長











当日の様子

【出展会員一覧】

青年部名	出展内容
鹿児島県自動車整備振興会青年部会	電気自動車の構造等の案内パネル展示、日常点検方法の資料配 布、ミニ四駆コースの設置とレース開催
鹿児島電気工事業(協)青年部会	電池で動く玩具の作成体験コーナー
鹿児島県漬物商工業(協)青年部会	真空包装された漬物のPR及び試食
鹿児島県建設業青年部会	ユンボ・高所作業車の試乗、土石流及び石橋 (アーチ)の実演、 パネル展示
鹿児島県生コンクリート (工)青年部会	パネル展示、エコバッグとコップ配布



とくのしま伊仙まちづくり協同組合(伊仙町)が設立

~県内3例目の特定地域づくり事業協同組合~

9月21日、県内3例目の特定地域づくり事業協同組合となる「とくのしま伊仙まちづくり協同組合」が設立されました。

特定地域づくり事業協同組合は、令和2年6月に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、過疎地域など人口が急減する地域において市町村の財政支援を受けながら、季節ごとの労働需要等に応じて組合が無期雇用した職員を複数の組合員企業に派遣するもので、安定した雇用環境を整備することで地域の働き手の確保や定住促進を目指していくものです。

本組合は、耕種農業、児童福祉事業、幼保連携型認定こども園、 障害者福祉事業の6人の組合員で構成され、初年度は5名を雇 用し、所定の手続きが済み次第、労働者派遣事業を開始する予定



組合員及び来賓のみなさん (右から 5 人目が大久保 明 町長、同 4 人目が義山 太志 理事長)

【組合プロフィール】

名 称: とくのしま伊仙まちづくり協同組合所 在 地: 大島郡伊仙町大字喜念 397番地 1

代表理事:義山 太志組合員数:6人

主たる事業:地域人口の急減に対処するための特

定地域づくり事業の推進に関する法 律に基づく特定地域づくり事業とし

ての労働者派遣事業

8月30日に伊仙町中央公民館で行われた創立総会には、来賓に大久保明町長が臨席し、定款や事業計画等が承認されました。

理事長に就任した義山 太志 氏(義山農園 代表)は、「地域内外の若者の活躍の場を設けることで、移住・定住の促進や地域中小企業者の維持発展を目指していきたい。長寿・子宝の町である伊仙町の窓口となれるようしっかりとした組合運営を行いたい。」と抱負を述べました。



損保ジャパン

SOMPO Innovation for Wellbeing

あなたの暮らしをまるごと守る

THE

損保ジャパンの個人向け商品「THE(ザ)」シリーズ

お客さまの生活に寄り添い、一番の安心を提供できる保険をお届けするために、 暮らしの安心を 360 度力バーする、頼れるラインアップでお客さまをお守りします。









損害保険シャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 https://www.sompo-iapan.co.ip/

第87回「役員の選出方法」について

役員の選出方法にはどのようなものがありますか?



はい!お答えします!



役員の選出方法は、大きく分けて「選挙」と「選任」の2つの方法があります。

「選挙」は、総会において1組合員1票の無記名投票をもって行うことを原則(中小企業等協同組合法(以下、「中協法」という)第35条8)としますが、それ以外の事項、例えば投票を単記式にするか、連記式にするか等については適宜定めて差し支えありません。例外として、出席者の全員の同意がある場合は指名推選制を採ることが

できます。

「選任」は、役員の選出を総会における議決によって行うもので、あらかじめ一定の手続きにより選定した役員候補者を一つの議案として総会に提出し、これに対する賛否を問う方法です。この場合の役員候補者の選定は、理事会が行うのではなく、地域、業種、規模等各組合の実態に即して定められた選出母体ごとに組合員の中から選ばれた、推薦委員をもって構成する推薦会議において行うことになっています。

「定款に定めない方法による役員選挙の是非」について」

中協法第35条第3項では、役員選挙は「定款の定めるところにより」行わなければ ならないこととされています。このため、中協法第33条において、役員選挙に関する 規定を定款の絶対的必要記載事項と定め、選挙の有効、無効に係る基本的手続ないし 方法について定款への記載を義務づけています。

したがって、いかなる方法を採る場合であってもあらかじめその旨の規定を定款に定めておくことが要件となり、よって、**定款に定めのない方法による役員選挙はできない**と解されます。



役員改選がある時は事前に中央会に確認してほしいぶ~

退職金で、会社にも従業員にも活力!



中小企業のための退職金制度「中退共」は 1959年の設立以来、110万社以上が活用してきた国の制度です。

*他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

中退共制度のしくみ

1 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。 事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

2 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。

3 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検 索 🖈



独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

INDUSTEY INFORMATION

鹿児島県内の景況について (令和 4 年 8 月)

令和4年8月期における鹿児島県内45組合(傘下組合員数4.160社)の景況は次のとおり。

【前月比】

「業界の景況」が5ポイント、「売上高」が7ポイント、「収益状況」が6ポイント改善した。改善に転じ たのは4か月ぶりで、長期休暇による旅行や帰省客の 増加などが影響したものと考えられる。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大や円安、原 材料費等の高騰等、懸念材料は多く、予断を許さない 状況にある。

【DI 値 前月比】

137 3201				
[前月	今月	比較結果	
	令和4年7月	令和4年8月	几年X和日来	
業界の景況	-20	-15	Ø.	
売上高	-19	-12	Ø.	
在庫数量	-9	-4	Ø.	
販売価格	17	12	2	
取引条件	-15	-11	⇒	
収益状況	-18	-12	27	
資金繰り	-15	-9	Ø.	
設備操業度	-5	-1	⇒	
雇用人員	-8	-9	21	

【前年同月比】

「業界の景況」が7ポイント、「売上高」が9ポイント、「収益状況」が7ポイント改善した。前年と比較 して新型コロナウイルス感染者数は大幅に増加してい るが、3年ぶりの移動制限がないお盆休みで、経済活 動が活発化したものと考えられる。

「販売価格」は 10 ポイント上昇し、燃料・原材料価 格等の高騰が影響したものと考えられるが、一方で、 価格転嫁が追い付いていないとの意見も散見される。

【DI 値 前年同月比】

1	前年 今月		11.4444.00
	令和3年8月	令和4年8月	比較結果
業界の景況	-22	-15	₩.
売上高	-21	-12	7
在庫数量	-8	-4	
販売価格	2	12	1
取引条件	-5	-11	71
収益状況	-19	-12	₹ N
資金繰り	-16	-9	₹ Z
設備操業度	-6	-1	₩.
雇用人員	-6	-9	2

※比較結果(数値の範囲)









DI 値とは、前月又は前年同月から「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差 し引いた値です。

造

【食料品(味噌醤油製造業)】

売上が伸びなかった**7月に比べ、8月は売上が伸び** たようである。コロナ前の状態にはまだまだだが、 めんつゆ類も動きが良く、一息ついた格好である。 あとは、業務需要の回復が待たれる。しかし、原料 事情等はまだ厳しい状況にあり、予断を許さない。 重苦しい経営状況が、容易に改善する見込みのない ことに変わりはない。

【食料品(酒類製造業)】

(令和4年8月分データ)

(単位kQ·%)

区分		R3.8	R4.8	前年同月比
製成数量		3,903.4	6,257.2	160.3%
移出	県内課税	2,691.8	2,385.4	88.6%
数量	県外課税	3,769.0	3,489.0	92.6%
***	県外未納	1,773.3	1,538.8	86.8%
在庫数量		187,063.8	179,536.3	96.0%

新型コロナウイルス、さつまいもの基腐病の影響が ある。

【食料品(漬物製造業)】

原材料やエネルギー関連の値上りが大きく、**製品値** 上げが追いついていないのではと懸念される。粗利 低下になっていると思われる。

【食料品 (蒲鉾製造業)】 今年のお盆・夏休みシーズンは移動の制限もなく、 空港・JR の便数も元に戻り、数年ぶりに人の往来が

多かったようである。土産品が昨年と比べるとかな り伸びた。日配品は昨年同様で、全体では25%増 加した。しかし、輸送費の上昇や円安の原因で原材 料のすり身・副資材の値上げはまだまだ続いている。 また、石油を原料にしている真空袋等の包装資材も 値上げとなっている。

【食料品(鰹節製造業)】

8月はお盆休みが長いため**生産量は減少**した。荷動 きは横ばいで、沖の漁がうすいため、浜値高になっ ている。枕崎地区で実習生の入国があり、人手が増 えたことから安心感が出ている。鰹節業界の末端が 9月より値上げを予定しているが、それ以上に、浜 値の急騰が心配である。秋口の需要に向けて期待し ている。

【食料品(菓子製造業)】

先月同様、コロナの陽性者や濃厚接触者が増えてい る関係で、**従業員の調整が厳しい**店もあったようだ。 原材料の値上げもあって厳しい中、猛暑で高齢者が 外出しないため、和菓子店はなかなか売上が伸びな いところもある。

【食料品(茶製造業)】

共販実績で今年度(2~7月)の累計売上高は、前 共販実績で今年度(2~8月)の累計売上高は前年 比 77.1%、8 月単月では 71.2%であった。

【大島紬織物製造業】

原料高騰による価格転換を実施している。

【本場大島紬織物製造業

検査反数が前年同月を上回った他は、前月と変わり

ない。秋から販売会が増えるため期待している。

【木材・木製品】

素材・製材製品共に荷動きが芳しくない。建築資材 や諸物価の高騰で需要が著しく減退し、価格も弱含 みで在庫も増加傾向にある。今すぐに急落はないに しても、先行き期待薄と読めばさらに冷え込む可能 性も否定できない商況にある。9月1日付けで1名 増員した。

【木材・木製品】

鹿児島県の6月分の新設住宅着工戸数は、前年同月比95%と減少した(うち木造は91%)。県産スギ丸太4m中目材の7月の相場については、小幅に値下がりしており、前年同月比27%の下落となっている。一方、スギ製品の柱角、土台角等の価格は、前年同月比5~20%上昇のまま高止まり状態が続いている。製材工場は、市売市場の急速な需給緩和に対し、それぞれができる生産調整を進めており、西日本の大手数社は減産を始めている。また、多くの工場は生産品目の調整により、出荷の鈍い製品の製造を減らしている。

【生コン製造業】

8月の出荷量は 92,343 立米で、前年比 106.4% であった。官公需・民需合計では、9 地域が対前年比で増加している。増加率が大きかったのは、宮之城 190.5%、出水 173.6%、屋久島 144.9%である。一方、8 地域が減少しており、減少率が大きかっ

たのは、喜界島 13.1%、沖永良部島 42.5%、与論島 45.7%であった。鹿児島地域は、対前年比で官公需 74.8%、民需 128.7%、官公需・民需合計で106.5%であった。

【コンクリート製品製造業】

8月度の出荷量は、6,103トンで前年度同月比116.2%であった。出荷実績は、鹿児島地区、大隅地区、奄美地区が前年度同月比を下回り、他の地区は上回る結果となった。鹿児島地区においては、前年度同月比78%で、半年ほど前年度に対して出荷量の低い状況が続いている。8月度の受注については、低い受注率となったため、今後の受注増に期待したい。

【鉄鋼・金属(機械金属工業)】

見積りが決まりだしてはきているが、材料の高騰が 続くためなかなか厳しい状況である。地元の小さい 物件を少しずつこなしている会員もあれば、工期が 重なり山積み状況の会員もみられる。これからは、 山積みの平準化が課題である。

【畳製造業】

畳床や畳表等**あらゆる物が値上り**している。

【印刷業】

業界の窮状を直に伝えるべく、初めて鹿児島市長に面談し、「緊急要望書」を手渡した。15分という限られた時間ではあったが、市長に直接会って言葉を交わす機会を得られたのは大変意義深いことで、それに対する回答が待ち望まれる。

非 製 造 業

【総合卸売業】

引き続き原材料価格の上昇により、仕入価格が上昇しているとの組合員からの声が多い。**最低賃金引き上げにより、パート職員の時給を引き上げる**予定だが、最低賃金引き上げ幅よりも正社員の昇給幅(時給換算)が小さいことから、正社員時給換算金額とパート時給金額の差が縮小する懸念がある。

【水産物卸売業

昨年同月比で**数量 96.1%、金額 116.5%、単価 121.3%**であった。

【燃料小売業(LP ガス協会)】

9月積み中東産の液化石油ガスは、プロパンが 650 ドル(前月比△20ドル)で、石油化学原料のブタンも 630 ドル(前月比△30ドル)と5カ月連続で下がった。原油市況は乱降下する中、LP ガス市況は不需要期入りで需要減となった。ブタンは石化需要が減退し、夏枯れ状態である。中東市場は原油増産 で、産ガス国の供給は、潤沢であったが、ロシア原油を大量に輸入した中国、インドともに国産増で低迷した。ブタンはナフサ安で競争力を失い低迷した。

【中古自動車販売業

依然として、**半導体不足**や新型コロナウイルス感染拡大に伴う**部品供給の遅延による長納期化**の全体的な解消には程遠い。また、猛暑日が続き、来店客が少なくなったこともあって一層厳しさを増している。一刻も早いコロナの収束と、新車の安定した供給を願うばかりだ。

【青果小売業】

はくさい、ギャベツ、レタス、馬鈴薯は安価傾向にある。高温や干ばつにより、だいこんは高値で推移している。お盆に出回る伝統野菜みがしきが、生産者減により入荷が少なかった。果実に関しては、贈答用が動く時期で、今年はシャインマスカットが主流の傾向にある。



【農業機械小売業】

高齢化と牛の値下がりが影響している。

【石油販売業】

原油価格の高止まりと円安で**輸入コストは厳しさを 増し**た。販売は前年に比して微増となったものの、 コロナ前には戻り切れない。中でも期待していたお 盆商戦も新型コロナ感染拡大で不冴えに終わった。 コロナ第7波は人繰りにも影響し、営業短縮も余儀 なくされた。

【鮮魚小売業

例年台風やシケで売行きが悪いが、今月は天候もそ れほど悪くなかった。しかし、**酷暑で入荷が少なく** 高値となった。お盆は3年ぶりに規制なしの移動で、 帰省客は多かったものの感染は拡大し、飲食店や小 売店への客足は鈍く、売上は減少続きである。

【運動具小売業】

8月はコロナ**感染者拡大のため、商売は最悪**であっ た。生活用品など必要なもの以外は後回しであり、 状況次第でこれからが不安である。

【商店街(姶良市)】

全ての業界において疲弊している。**撤退を考えてい る店舗も出ている**。そうした中、空き店舗への誘致 に向けた活動が始まっている。

【**商店街(鹿児島市)**】 夏休みはコロナの影響が懸念されたが、需要は大き く、土産品やビジネスホテル等はコロナ禍以前とま ではいかないものの、売上が上がっている。しかし、 電気やガス代、原材料費の高騰もあり、コストの削 **減に苦心**している経営者は多い。雇用については、 働く高齢者や女性が増加傾向にあり、社会保険も企 業が対策している。手取額の増加が見込めないため、 消費者の節約志向の強さを感じている。人口5万人 を切る中心市街地は、ドラッグストアとコンビニに 需要を奪われ、中小の小売店や従来からの商店街は 厳しい。

【商店街(鹿屋市)

コロナ第 7 波から**飲食店などの売上が減少し、厳し** い状況である。小売業でも客足の減少がみられる。

【商店街(鹿児島市)】

コロナ影響が多大で、**通行量、買物客ともに大幅に 減少**している。

【**サービス業(旅館業 / 県内)**】 昨年度と比べ休館時期が異なり、売上高等も異なっ ている。**秋以降の客足がコロナ以前と比べ遅い**よう で心配している。

【測量設計業】

コロナ禍においても**例年と変わらない売上を計上**で きている。コロナ感染が拡大しており、長期離脱 を余儀なくされる技術者も少しずつ増えてきている が、工期は遵守しなければならない。工程管理に余 裕をもった運営をするため、工程を前倒しする必要 がある。協力業者に余裕をもって依頼する等の対処 が必要となっている。災害対応等の依頼が急務であ り、お盆や休日出勤の対応が迫られた。災害対応は いつ発生するか予測できないため、平準化や前倒し 等の対応ができない。当業界の一番の頑張りどころ である。

【旅行業】

感染者増加に伴う行動制限が無かったため、県民割 **を利用した旅行や修学旅行は動きがあった**。しかし、 一般団体旅行は、一度計画をしたものの取りやめる

ことも多く、秋口の旅行も取りやめになったという 声も聞こえている。まだまだ感染症に対する恐怖心 は消費者から拭えず、事業の本格的再開は遠いと感 じる。

【建築設計監理業】

8月の公共団体等の入札状況は、件数 58件、契約 金額約1億7千万円で、前年同月(23件、約6.1 千万円) と比較すると、**件数、契約金額ともに大幅** な増となっている。また、7月の新設住宅着工戸数 は 937 戸で、対前年同月比 8.05%の減と 3 月連続 で微減となっている。

自動車分解整備・車体整備業

毎年8月は車検台数が減少傾向にあり、今年も同様 であった。エアコンの不具合、バッテリー上がりや オーバーヒート等の故障が多いようであった。

【電気工事業】

材料の主原料でもある樹脂・金属材料等の原材料の 価格高騰が続いている。材料単価の引上げ、納期の 遅れ等が引き続き起こっており、**工程管理など困難** である。

【造園工事業

8 月は例年通り、お盆前後の公共工事(道路草刈り、 公園草刈り等)や民間・個人宅の草刈り業務で多忙 であった。その結果、**売上は例年より少し増加**した。 酷暑で熱中症等の作業員への負荷が大きく、また、 コロナ禍で従業員が罹患して休んでいる事業所もあ り、人手不足で人員の手配に苦労している状態であ る。

【管工事業】

上半期の繁忙期に加え、コロナ感染及び濃厚接触者 の増加により、例年以上に**技術者の配置に苦慮**して おり、進捗の悪い現場が散見された。発注者側には、 このような現状を含めて、余裕のある工期の設定を お願いしたい。

【建設業(鹿児島市)】

鋼材類、燃料油等の工事材料の価格変動が著しい場 合には、請負代金の変更を請求できる「単品スライ ド条項」が適用できることになっている。近々の建 **設資材の急激な価格高騰**に対して、積算価格に価格 上昇が反映されるまでにタイムラグが生じる可能性 があることから、購入価格が適当とする資料の提出 により、請負代金の変更を請求できるようになった。

【建設業(南さつま市)】

南薩地区(指宿市除く)の公共工事(土木)は、前 年同月に比べ約80%だが、前年同期でみると約 **107%**となっている。なお、来月より生コンが値上 げされる。

【貨物自動車運送業

県下 158 運送事業者の燃料の購買動向は、**前月と比** 較して 101.77%、前年同月と比較して 105.55% に増加している。

【運輸業(個人タクシー)】

想像もしていなかった**コロナ感染者数に戸惑い**もあ る一方で、慣れの境地もあり、複雑な気持ちの毎日 である。

【運輸・倉庫業】

山の日を挟んで盆休みが長く、連休前の繁忙期の期 間が短くなっている。食料品は値上げの影響で、物 量は例年と比べて少なかった。**燃料価格は高値で推** 移しており、荷主へ燃料サーチャージの要請を行っ ている。

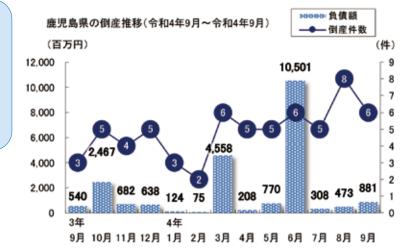


令和 4 年 9 月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額 1,000 万円以上・法的整理のみ) (㈱帝国データバンク 鹿児島支店

ポイント

- ~倒産件数、負債総額ともに
 - 前年同月比増加~
- ◆倒産件数は6件で前年同月比3件増、前年同月 比1件減。
- ◆負債総額は8億8100万円で前年同月比63.1% 増、前月比86.3%増。
- ◆新型コロナウイルス関連倒産は1件発生。



【今後の見通し】

鹿児島県の9月の倒産件数は6件、負債総額は8億8100万円となり、件数、負債総額ともに前年同月比増加となった。新型コロナウイルス関連倒産は6ヶ月連続の発生となり、累計25件の内、12件が2022年に発生している。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB景気動向調査」によると、鹿児島県の9月の景気DIは41.0で前月より1.6ポイント改善、2ヶ月ぶりに40を上回った。新型コロナウイルス感染者数が低下傾向にあることへの期待から景気DIは改善しているが、原材料費の高騰や半導体不足、円安の影響もあり、しばらく景況感は低調な推移が見込まれる。

2022年9月30日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「海外情勢や急激な円安などの影響で先行き不透明感はあるが、コロナ第7波がピークアウトし、全体として回復傾向が続いている」との判断を示した。生産活動では、電子部品関連は好

調、6月のかつお節生産、8月の生コン出荷量は前年を上回ったが、7月の焼酎生産、紙パルプ生産は前年を下回った。畜産関連は、8月の子牛出荷頭数、豚肉相場、ブロイラー相場(もも肉、むね肉)は前年を上回ったが、8月の子牛価格、肉用牛(和牛)枝肉価格、鶏卵相場は前年を下回った。消費関連は、7月の百貨店・スーパー販売、専門量販店販売額(家電大型専門店、ドラッグストア、コンビニエンスストア)は前年を上回ったが、8月の乗用車新車登録台数、軽自動車届出台数は前年を下回った。観光関連は、8月の主要ホテル・旅館宿泊客数は前年を上回った。

9月の倒産件数、負債額は前年同月と比べ増加し、 新型コロナウイルス関連倒産も6ヶ月連続発生するな ど発生ペースは上がっている。コロナ融資の元本返済 開始や円安、物価高などによる営業環境悪化から、今 後も倒産発生状況は注視していく必要がある。

令和4年9月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	所在地	態様	備考
(株)A	元・家具量販店	480	45,000	鹿児島市	特別清算	旧商号:(株)○
(有)R	カンパチ養殖	213	3,000	大隅地区	破 産	
(株)S	映画・ビデオ制作	150	70,000	鹿児島市	特別清算	
A(同)	飲食店経営	15	2,000	北薩地区	破 産	新型コロナウイルス関連倒産
(株)T	生花小売	13	100	南薩地区	破産	
(有)S	電気配線工事	10	3,000	鹿児島市	破 産	

※主因別は、「販売不振」4件、「その他」2件。

商工中金協力会

稲盛和夫氏の 「利他の心」に学ぶ

講師北康利氏

が引き締まる機会となりました。皆様も、

なっている方々と良好なコミュニケーションを取るために、

日 時 令和4年12月5日(月) 16時00分~18時00分

場 所 城山ホテル鹿児島(鹿児島市)

☆ お問い合わせは総務企画課まで。

詞謂	ま	で。	
-	季節	XZ	,
この時期は、	即の変わり目	猛暑の夏が終) 編 集

後

記

に置き換えてみると、改善するべき事項がいくつもあることがわかりました。お世話に、おいます。2018年以来の昇格を勝ち取ることを願って、残りの試合を応援したられています。2018年以来の昇格を勝ち取ることを願って、残りの試合を応援したられています。2018年以来の昇格を勝ち取ることを願って、残りの試合を応援したいと思います!
この時期は、プロ野球やJリーグがシーズンの大詰めを迎えますが、今年は何と言っこの時期は、プロ野球やJリーグがシーズンの大詰めを迎えますが、今年は何と言ったの時期は、プロ野球やJリーグがシーズンの大詰めを迎えますが、今年は何と言ったの時期は、プロ野球やJリーグがシーズンの大詰めを迎えますが、今年は何と言ったの時期は、プロ野球やJリーグがシーズンの大詰めを迎えますが、今年は何と言った。

令和4年11月		
22日(火) 14:00~	鹿児島県食品産業協議会 「かごしま食品産業フェア」 鹿児島市「mark MEIZAN」	
22日(火) 14:00~	人材確保・人材育成研究会 「中小企業が優秀な「右腕人材」を獲得する採用の極意」 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」	
30日(水) 13:00~	青年部講習会 「BCPの第一歩「事業継続力強化計画」 策定セミナー」 鹿児島市「宝山ホール」	

令和4年12月

5日(月) 16:00~ **商工中金協力会** 「**稲盛和夫氏の「利他の心」に学ぶ」** 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」

※ 新型コロナウイルスの感染状況等により、 変更になる場合があります。



表紙・本文中で登場する ぐりぶー&さくらとその子供達は 鹿児島県のPRキャラクターです♪

©鹿児島県ぐりぶー・さくら#811

お問い合わせ

鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階 TEL:099-222-9258 FAX:099-225-2904

情報誌へのご意見・ご要望はこちらまで magazine@satsuma.or.jp

今月の表紙

心穏やかな日常を過ごせるはずです!

(連携情報課

藤元)

カッとなった時に6秒間だけ冷静になること

日々意識して行動しようと気

「かごんまわっぜかフェスタ '22」



10/2(日)、鹿児島市の天神おつきやぴらも〜るにて「かごんまわっぜかフェスタ '22 (主催:鹿児島県中小企業団体中央会青年部会、鹿児島県中小企業団体中央会)」が開催されました。

この取り組みは、青年部会の会員が取り扱っている商品・技術・サービスを広く一般に向けてPRすることを目的としており、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を控えていましたが、3年ぶりに開催することができ、今回で18回目となりました。

アーケード内に様々な業界の5つのブースが設置され、開始から賑わいをみせていました。特に、お子様連れの方々が多く、新しい体験に目を輝かせていました。 詳細は8P「中央会の動き」をご覧ください。



◎ 商工中金のソリューション・メニュー │ 海外展開支援 │ 新事業進出支援

成長分野進出支援

生産性向上支援

鹿児島支店 TEL:099-223-4101 〒892-0847 鹿児島市西千石町17番24号



お役立てください県共済



- ❖ 火災共済(地震危険補償特約)
- ❖ 休業対応応援共済
- ❖ 自動車事故費用共済(まごころ共済)
- ❖ 生命傷害共済
- ❖ 医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ❖ 自動車総合共済(MAP)

🔮 県共済

鹿児島県火災共済協同組合

芳 史 理事長 小 正

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号(県産業会館5階) http//:www.synapse.ne.jp/kenkyosai

TEL:099(225)4218 FAX:099(227)3595



中央会の

ビジネス総合保険

- ●中央会のスケールメリットを生かした割安な保険料水準!
- ●包括的な補償で手続がとっても簡単!
- ●保険期間途中での変更手続が不要で、とっても安心!

サイバー攻撃や 新型コロナウイルス 感染症以外にも

●脅威を増すサイバー攻撃への備えや、新型コロナウイルス感染症による 損失補償など、時代に求められる特約を用意。

さまざまなリスクをスッキリまとめて補償



第三者に対する 損害賠償

製造物責任などの、業務上の 偶然な事故による 財物損壊等の賠償責任を補償!



万が一の 休業損害

偶然な事故による 休業損害を補償! (営業自粛は対象外です)



財物の損害

偶然な事故による 商品等の損害を補償!

※商品設計や補償内容等については引受保険会社ごとに異なります

制 度 運 営 全国中小企業団体中央会

鹿児島県中小企業団体中央会 〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階

TEL: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 大同火災海上保険株式会社(沖縄県内のみ) 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

■このチラシは、本制度の概要を示したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧いただくとともに詳細は引受保険会社の約款、 パンフレットに従います。

発行所/鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島県鹿児島市名山町 9番 1号 〒892-0821 電話:099-222-9258 FAX:099-225-2904 発行人/小正芳史 印刷所/株式会社イースト朝日 電話:099-266-5522 FAX:099-266-5523